



2023年3月23日

各位

東京都中央区晴海一丁目8番10号  
株式会社メンバーズ  
代表取締役社長 剣持 忠  
(コード番号：2130 東証プライム市場)  
問い合わせ先：執行役員 グループ経営企画室長 米澤 真弥  
TEL：03-5144-0660

## 募集新株予約権（業績連動型新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は対象者に対する報酬としてではなく、各対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.77%に相当するため、株式の希薄化への影響を考慮し、自己株式を充当することといたします。ただし、新株予約権に充当すべき自己株式が不足する場合には、状況に応じて当社が自己株式を取得するか新株を発行する方法を採用する可能性があります。

本新株予約権は、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。また、本新株予約権の行使時においては、当社が保有する自己株式を充当することを基本として対応する予定でありますので、株式の希薄化への影響は合理的な範囲のものであると考えております。

### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループのさらなる中長期的な企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、当社が提出した有価証券報告書に記載される2024年3月期、2025年3月期、2026年3月期、2027年3月期、2028年3月期の監査済みの当社連結損益計算書の営業利益がそのいずれかの事業年度において、4,000百万円を達成した場合に100%を行使できる業績判定水準を設けております。営業利益を指標とした理由につきましては、当社は本指標を重要な経営指標の一つとして位置づけているためであります。

2023年3月期は、主力であるEMC事業において、既存顧客に依存した営業体制により新規顧客の開拓に遅れが生じたことや大口顧客における非Webサイト運用領域が開拓途上になったことなどの影響により、通期の連結業績予想の修正を行い、業績予想における営業利益を1,200百万円としております。来期においても、引き続き新卒・中途採用に先行投資を行い、中長期を見据えた人的資本を拡充することで、今期同様の稼働率・収益性の低下を見込んでおりますが、改善方針として①製販分離による営業体制の強化、②非Web

サイト運用領域の専門特化型カンパニーの更なる拡大、③中途採用投資の拡大による人材ポートフォリオの改善／育成の抜本的強化の3つを展開していくことで、2024年3月期の第4四半期には目標成長率の付加価値売上高25%増と営業利益率10%ペースを実現する高成長モデル、2025年3月期には通期で付加価値売上高25%増、営業利益率10%の高成長・高収益なモデルへの転換を実現してまいります。2024年3月期以降は、上記の改善方針を推進することにより、今後の成長に向けた投資を継続し、VISION2030で目標値として定める営業利益10,000百万円の実現を目指す過程で達成できる水準であると考えていることから、業績判定水準における営業利益を4,000百万円と定めております。

なお、上記のとおり、2024年3月期において仮に業績判定水準を満たさなかった場合も、2025年3月期、2026年3月期、2027年3月期、2028年3月期にも上記の業績判定水準を設けることにより本新株予約権を無効化することなく、継続した企業価値の形成に向けたインセンティブプランとして機能するような設計としております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.77%に相当するため、株式の希薄化への影響を考慮し、自己株式を充当することといたします。ただし、新株予約権に充当すべき自己株式が不足する場合には、状況に応じて当社が自己株式を取得するか新株を発行する方法を採用する可能性があります。しかしながら本新株予約権は、あらかじめ定める利益目標を満たすことが行使条件とされており、当該目標が達成されることは、当社の企業価値、すなわち株主価値の向上に資するもので、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。また、本新株予約権の行使時においては、当社が保有する自己株式を充当することを基本として対応する予定でありますので、株式の希薄化への影響は合理的な範囲のものであると考えております。

## II. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の数

23,720個

上記新株予約権の数は、発行上限数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、10円（1株当たり1円）とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに依頼した。当該算定機関は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価の終値1,310円、株価変動率53.28%、配当利回り2.29%、無リスク利率0.1%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,310円、満期までの期間6.18年）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって結果を算出し、当社はその結果をもって検討し、発行価額は当該算定価額と同額で決定した。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に当たって、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いていること、また当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本新株予約権と引換えに払い込む金銭と本新株予約権の算定価額は同額であることから、特に有利な金額には該当しないと判断したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 237,200 株

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 10 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整することができる。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価の終値である、金 1,310 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、2024年7月1日から2029年6月30日（但し、2029年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2024年3月期、2025年3月期、2026年3月期、2027年3月期、2028年3月期にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、いずれかの期の営業利益が4,000百万円以上の場合に、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数を限度として、定められた割合の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行うことができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 新株予約権の割当日

2023年4月28日

## 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することと

する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2023年4月18日

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役2名、執行役員23名、従業員2,226名  
計2,251名 23,720個 (237,200株)

以上